

監事の監査報告書

平成27年6月22日

国立大学法人 福島大学
学長 中井 勝己 殿

国立大学法人福島大学

監事

平山 達一 

監事

高橋良和 

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人福島大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの業務について監査いたしました。国立大学法人施行規則第1条の2第5項の規定に従い、その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、両名で定めた監査の基本方針、業務分担に従い、役員会等重要な会議に出席し、大学法人業務の意思決定及び年度計画に基づく業務運営に関する審議状況の確認に努め、各部局等責任者からは、業務処理の状況を聴取するとともに必要に応じて書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。内部統制体制の整備及び運用状況、財産の状況、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書に関しては、会計監査人からその監査の方法の概要と平成26年度決算書に係る監査の状況について報告並びに説明を受けて検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人福島大学の業務は、法令等に従って適切に実施され、中期目標の達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- (2) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めることに拠り、国立大学法人福島大学の役員の職務執行の法令等適合性の確保のための体制その他国立大学法人福島大学の業務の適正性の確保のための体制の整備及び運用は、適切に実施されているものと認める。
- (3) 国立大学法人福島大学の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は、認められない。